

【重要】健康保険制度における被扶養者認定の年収基準の変更について

平素より健康保険制度の運用にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
このたび、健康保険制度における被扶養者認定の年収基準が、以下の通り一部変更されることとなりました。
該当するご家族がいらっしゃる場合は、内容をご確認ください。

◆対象者

19歳以上23歳未満の方（配偶者は適用外）

※学生であるかどうかは問わない

◆年収基準の変更内容

	変更前	変更後
恒常的な年間総収入	130万円未満（月額目安108,334円）	150万円未満（月額目安 125,000円）
障害者3級以上の人の 恒常的な年間総収入	180万円未満（変更なし）	180万円未満（変更なし）

◆適用開始日

2025/10/1（水曜日）

◆ご注意

- ・年齢要件の判定については、所得税法上の取扱いと同様、その年の12月31日時点の年齢で判定いたします。
- ・恒常的な年間総収入とは、申請時より向こう1年間の給与（交通費・賞与等含む）、事業、不動産、年金（老齢・遺族・障害等）など、今後恒常的に受ける所得控除前の年間総収入のことです。
- ・年収基準以外の、扶養者認定の要件に変更はありません。

ご不明な点がございましたら、健康保険組合までお問い合わせください。

フタバ産業健康保険組合

☎0564（62）9558

内線 615-451